

令和4年第12回野洲市教育委員会定例会 議事録

○日 時 令和4年8月24日

開会時刻 13時34分

閉会時刻 15時28分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

委 員 山崎 玲子 委 員 本田 亘

○説明員

教育部長

馬野 明

教育部政策監（幼稚園教育担当）

田中 源吾

教育部次長

北脇 康久

教育部次長（学校教育担当）

井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（文化財担当）

行俊 勉

こども課長

西村 一嘉

学校教育課参事

吉田 享史

ふれあい教育相談センター所長

橋本 すみ江

生涯学習スポーツ課長

井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課参事

菱沼 由美

スポーツ施設管理室長

小山 茂

国スポ障スポ大会推進室主席参事

吉川 一仁

野洲市文化ホール館長

中川 靖

野洲図書館長

宇都宮 香子

歴史民俗博物館副館長

角 建一

人権施策推進課長

山本 隆一

教育総務課長（事務局）

鎌田 征隆

教育総務課職員（事務局）

枝 瑞紀

令和4年第12回野洲市教育委員会定例会

令和4年8月24日

【西村教育長】 それでは、これより令和4年第12回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員で定足数に達していますので、会議は成立しております。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議がないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和4年第10回野洲市教育委員会定例会の議事録についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議がないようですので、令和4年第10回野洲市教育委員会定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど山崎委員と本田委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和4年第12回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、瀬古委員と本田委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に日程第4、教育長事務報告について、別紙をご覧ください。7月20日から8月23日について報告をいたします。まず7月27日、BG塾開校式というのがありまして中主中学校へ行ってきました。これは、BG財団の支援を受けてさざなみスポーツクラブが小学生約30人を対象に、夏休みに勉強会とスポーツをするというものです。中主中学校の1階に木工室があるんですが、そこを借りて行われています。勉強の時間が半分とあと半分はBGの体育館などを使ってスポーツをするという取り組みをされています。

それから、同じ日にBGカヌー教室がありました。マイアミ浜に艇庫がありますが、そこで小学生を対象にカヌー教室を行っています。1回8名の定員で3日間通しでありまして、それが3回あります。ただ3回目は大雨で流れましたので今日、明日、明後日に行われる予定です。29日が第1回目の子どもたちの修了式でしたので、認定証を渡しに行っていました。

それから同じく29日、青少年赤十字創設100周年滋賀県大会が守山市民ホールでありました。1922年に青少年赤十字というのが守山小学校で全国で初めて創設され、ちょうど100年になります。大体500人ぐらいが集まって式典が行われました。

それから8月1日、来客対応で、北中の福永校長がお見えになって、キャリア教育の全国大会が7月28日にありまして、福永校長と生涯学習スポーツ課の菱沼参事が、以前中主中学校でしたので、中主中学校での取り組みを全国大会で発表された報告に来られました。

それから8月4日、湖南4市の教育長会を行いました。コロナでずっとなかったんですが、草津、栗東、守山、野洲の教育長が集まって情報交換、あるいは課題に対してどのように取り組んでいくのかということの話し合いを行いました。今回は、部活の地域移行と教職員の働き方改革について意見交換をしました。

それから8月8日、幼小中の管理職研修をコミセンきたので行いました。例年、1日使っ

て研修、懇談、情報交換などいろんなメニューがあるんですが、コロナ禍ということで過去2年間は中止でしたけども何とかやっけていこうということで、今回は午前中だけで実施をしています。コミュニティスクールの研修を行いました。

それから8月20日、永原御殿跡発掘体験の視察に行きました。全部で4日間、20日と21と今度の土日の4回で、永原御殿跡の市民向けの発掘体験を行っていますが、その初日に行ってきました。小学生が親子で参加されていて、京都新聞のインタビューを受けられて21日の新聞に掲載されていました。

それから8月22日、教育長・部長合同会議がありました。これは県内13市の教育長と教育部長の合同会議です。都市教育長会として県教育委員会、並びに知事部局への教育関係の要望をまとめていくという会議でした。

事務報告は以上です。何かご質問等ございますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)議案に移ります。

議案第47号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長をお願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。議案第47号、1ページから3ページ、議案書関係資料は1ページからとなります。

野洲市社会教育委員の委嘱につきまして、令和4年7月31日をもって2年の任期が満了となることから、次期委員の選出について名簿のとおり令和4年8月1日から令和6年7月31日の2年間の任期で、8月1日付で委嘱したことについての専決処分をしましたので、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第47号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第47号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第47号は可決されました。

さて、次の議案第48号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則については、議案第49号の野洲市学校運営協議会規則の制定についてと関連する議案であることから、議案第48号と議案第49号の議案説明を一括で受け、採決については個別に行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 それでは議案第48号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。井上次長をお願いします。

【井上教育部次長】 議案書の4ページ、議案書関係資料の2ページをご覧ください。野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

学校評議員制度の在り方を変更し学校運営協議会の促進を図るため、次に議案第49号でご審議をいただき、学校運営協議会規則が制定される予定でございます。これを受け、関係する野洲市立学校運営規則第5条第1項の但し書きに「学校評議員を置かなくてもよいことができる」という条文を追加する必要が生じたため、改正を行うものでございます。内容

については、議案書、関係資料のとおりです。以上です。

【西村教育長】 続いて議案第 49 号、野洲市学校運営協議会規則の制定について、事務局より説明をお願いします。菱沼参事お願いします。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】 生涯学習スポーツ課、菱沼です。6 ページから 9 ページをご覧ください。野洲市学校運営協議会規則の制定について提出いたします。提出理由としましては、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校が子どもたちのため共通の目標・ビジョンを設定し、「地域とともにある学校づくり」への転換を目指していくことが必要です。そのための仕組みとして、コミュニティスクールを導入し、学校運営協議会規則の制定を提案します。前回、ご指摘のあった箇所を修正しまして、再提案させていただきます。また、適切な文言の修正も併せて行い提案させていただきます。

第 3 条をご覧ください。「対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、法第 47 条の 5 第 4 項の規定により」、この部分で「それぞれの対象学校の」となっていたところを「当該対象学校の」と変更させていただきました。

続いて (4)、「その他対象学校の校長が必要と認める事項」という部分ですが「認めること」となっていたところを「事項」とさせていただきます。

続きまして、第 6 条をご覧ください。「次頁」となっていたところを「次項」と変更させていただきます。

続きまして、第 9 条をご覧ください。委員の解任となっていたところに「解嘱」を追加させていただきます。「教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その意に反してこれを解嘱し、又は解任することができる」とさせていただきます。同じく第 9 条の 2、解任となっていたところを「委員を解嘱し、又は解任」とさせていただきます。

続きまして、第 13 条の 4 をご覧ください。「学期」となっていたところに「各」を入れさせていただきます。

最後に付則をご覧ください。「この規則は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する」と修正させていただきますので、これについてご承認いただきますよう、お願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 48 号、及び議案第 49 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

まず、議案第 48 号、野洲市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 48 号は可決されました。

続いて議案第 49 号、野洲市学校運営協議会規則の制定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 49 号は可決されました。

次に議案第 50 号、令和 3 年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 教育部、北脇です。議案第 50 号、令和 3 年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、ご説明いたします。

本議案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、令和 3 年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、意見を提出するものです。

まず、議案書 15 ページをご覧ください。款 10 教育費について記載しております。教育費の総額としまして、予算現額 41 億 47 万 1,000 円に対し、支出済額 38 億 8,968 万 7,191 円、令和 4 年度繰越額が 1,659 万 7,000 円、不用額が 1 億 9,418 万 6,809 円です。不用額の内訳につきましては、関係資料の 35 ページをご覧くださいと思います。令和 3 年度決算における不用額について示しておりますのでご確認くださいと思います。

議案関係資料の 3 ページから、主要な施策の成果、及び予算執行の実績報告になります。主なものについてご説明させていただきます。それでは 4 ページの左「就学援助事業費」では、就学に援助が必要な保護者に対して学用品費や給食費などの援助を行い、保護者負担の軽減を図っております。また、大学等の就学者で、経済的な理由により就学が困難な状況に置かれている方に対し、就学奨励金を給付しております。主な支出は要保護、準要保護の児童生徒を対象とした就学援助費が 2,972 万 8,270 円。特別支援教育就学奨励費 624 万 1,292 円、大学等修学奨励金に 10 万 8,000 円、就学奨励助成金が 182 万 2,095 円です。

続いて 5 ページの左「教育振興事業費」では、特別教育生徒指導の充実、不登校児童生徒への支援、国際理解教育の推進、学校安全体制整備事業など、県費補助を受けて実施しております。主な支出は、小学校のプール施設の老朽化に伴い、野洲小学校の水泳授業を外部委託した委託料として 439 万 5,600 円、学校から健康スポーツセンターまでの交通手段として、バスの借り上げ料 155 万 2,100 円です。

続きまして、9 ページの右「ふれあい教育相談事業費」では、こころの教育相談では年間を通じ 34 人の保護者、子どもに対しカウンセラーが面接、電話相談などを行いました。また、ことばの教室では 65 人の保護者、子どもに対してことばの相談・指導を行いました。主な支出は、スーパーバイザー講師謝金 3 万 5,400 円です。

続きまして、10 ページの右「小学校管理運営費」では、6 小学校の学校運営に必要な経費を管理し、効率的に執行したものでございます。主な支出は、教職員及びパソコン教室等のパソコンや各教室の大型モニターなどの使用料及び賃借料 8,752 万 1,036 円、庁用備品・教育備品の購入 1,277 万 3,299 円です。

続きまして、11 ページの左「小学校施設整備費」では、各小学校施設の適正な維持管理、児童が安全で安心できる良好な学習環境の整備に努めました。また、老朽化が著しい中主小学校の施設整備に取り組んでいます。主な支出は、PFI 施設整備委託料で、野洲小学校の施設整備委託料として野洲ほほえみ PFI 株式会社に 5,681 万 6,272 円を支出しました。中主小学校施設整備事業費におきましては、旧館校舎の改修から改築へと方針転換をしたことから、旧館棟改築設計業務委託を完了させ 4,067 万 300 円を支出し、旧館棟改築工事に着手し 3 億 4,706 万円を支出したものでございます。

続きまして、12 ページの左「中学校管理運営費」では、市内 3 中学校の学校運営に必要な経費を管理し、効率的に執行したものでございます。主な支出は、教職員用及びパソコン

教室等のパソコンや各教室の大型モニターなどのリース料 4,355 万 5,919 円、庁用備品・図書・教育備品の購入 963 万 1,620 円です。

同じく 12 ページの右「中学校施設整備費」では、中学校施設の適正な維持管理、及び生徒が安全で安心できる良好な学習環境の整備に努めました。また、老朽化が著しい野洲北中学校の施設整備に取り組み、令和 3 年度をもって大規模改修工事が完了しました。主な支出は、野洲北中学校施設整備事業において、北館校舎及び体育館大規模改修工事で 4 億 6,140 万 6,200 円、その監理業務委託で 987 万 8,000 円を支出しました。

続きまして、14 ページの右「幼稚園施設整備費」では、野洲幼稚園の PFI 事業にかかる整備委託料のほか、公立 4 園の施設修繕等の役務、需用費等を支出しました。

続きまして、17 ページの左「青少年教育事業費」では、青少年の健全な育成を図るため、関係団体の活動を奨励するとともに地域子ども教室を運営するための経費を支出しました。主な支出は、地域教育協議会活動推進事業委託料 54 万 2,532 円、放課後子ども教室運営管理委託料 47 万 394 円です。

続きまして、18 ページの右「図書整備費」では、地域の情報拠点となるため新刊本などの資料の整備を図りました。主な支出は、図書購入費 1,819 万 8,217 円、雑誌購入費 161 万 7,848 円、新聞代 58 万 4,513 円、中学校のとしょかん BOX 用図書購入費 301 万 7,650 円、小学校としょかん BOX 用図書及び幼稚園・保育園用の絵本セット用図書購入費 200 万円です。

続きまして、21 ページの左「文化財保護調査事業費」では、指定文化財を保存するため所有者が修理や適正な維持管理に要する経費に対して事業費の一部を補助いたしました。主な支出は、市指定有形文化財錦織寺襖絵の修理事業補助金 124 万 7,000 円、国指定名勝兵主神社庭園維持管理事業補助金 50 万円です。

続きまして、23 ページの左「永原御殿跡保存整備事業費」では、史跡永原御殿跡の保存整備を図るため永原御殿跡整備基本計画書を策定するとともに、本丸「東之御門」の発掘調査を実施し PR 用の紙芝居を作成するなど、史跡の公開活用に努めたものでございます。主な支出は、永原御殿跡整備基本計画策定業務委託料 429 万円、発掘調査作業員派遣委託料 319 万 2,215 円、登記委託料 309 万 9,963 円、不動産鑑定委託料 146 万 6,300 円、土地購入費 1,599 万 3,977 円です。

続きまして、24 ページの右「文化ホール・小劇場文化振興事業費」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、公演の延期や中止もありましたが、ガイドラインを遵守し基本的な感染対策を徹底し市民に生の舞台芸術の鑑賞機会を提供しました。また、音楽や健康に関わる教室を開催しております。主な支出は、教室の講師謝金 64 万 2,000 円です。

続きまして、27 ページの左「企画展等開催事業費」では、野洲市の歴史文化遺産について、時節に合ったテーマによる企画展等を開催するもので、令和 3 年度は秋期企画展「大岩山銅鐸の形成」をはじめ様々な分野のテーマ展を開催しました。主な支出は、展覧会に伴う図録やポスターなどの印刷製本費 105 万 7,100 円、出品資料梱包輸送展示等業務委託料 197 万 4,220 円です。

続きまして、30 ページの右「総合体育館管理運営費」では、地域の団体活動から競技スポーツまで、幅広いスポーツ需要に応えるとともに、誰もがスポーツに親しみ、健康づくり

ができる機会を提供しました。主な支出は、電気代 623 万 4,632 円、清掃業務委託料 535 万 8,040 円、施設修繕料 191 万 7,355 円、総合体育館大規模改修実施設計業務委託料 1,295 万 300 円です。

続きまして、31 ページの右「海洋センター管理運営費」では、中主B&G海洋センター及び市民グラウンドを管理運営し、海洋性スポーツの普及をはじめ、幅広いスポーツの需要に応え、市民の健康づくりの機会を提供しました。主な支出は、プール管理運営業務委託料 330 万円、海洋センター体育館改修工事費 774 万 2,900 円です。

続きまして、33 ページの左「余熱利用施設管理運営費」では、野洲クリーンセンターの余熱を有効利用し、温水プールやトレーニングルーム等において多種多様な運動プログラムを提供しました。主な支出は、事業委託料 1,164 万 9,000 円、PFI 施設整備委託料 6,663 万 9,955 円です。

続きまして、34 ページの左「学校給食費」では、園児や児童生徒に栄養バランスの取れた安全で安心なおいしい給食を提供するため、給食用材料配送業務委託料などの必要経費を支出しました。主な支出は、給食用材料費 2 億 4,191 万 1,733 円、給食配送業務委託料 5,566 万 4,400 円です。

これらにつきまして、教育委員会として「適正と認める」という意見を提出しようとするものでございます。長くなりましたが説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 50 号について、ご質問等はありませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 毎年この時期に決算書が出てきます。いつも申し上げていますが、教育委員会は不用額が多いです。今年度も 1 億 9,400 万円余りの不用額です。今年はずっと内訳を付けていただいています、その中で最も大きいのは人件費ですね。人件費は育児休業等での減額、あるいは時間外勤務の削減、職員の退職等によるもので、想定を大きくはずれたからこうなったわけですね。こういった中でいくつかお聞きします。人件費の不用額が多いのは幼稚園で 2,400 万円余りあり、全体の半分近い割合です。小学校や中学校とは 2 桁違うわけですね。今理由にしておられる育児休業とか、あるいは時間外勤務の削減などですが小学校や中学校のほうが職員数は多いわけですね。それに比べて幼稚園がなぜこんなに多いのかが 1 点。

それから、文化財保護費です。土地購入費執行残 1,400 万が不用額ということですが、これは繰越ではなくて、いらぬということですね。面積が変わったのか単価が変わったのか、いろいろな要因があると思いますが、その辺りを教えていただきたいです。

【西村教育長】 西村課長お願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。人件費の不用額ですが、小中学校と違いますのは全部市で雇っているというところで、職員全ての給料を賄っているという差はあります。それにしても不用額が多いということですが、それについては先ほどおっしゃった職員の退職ですとか、一回やめられてまた採用するとかそういったことがあります。人数としては当初予定している人数を雇っているんですけども、単価が違ったりとか、退職から採用までの期間などが不用額の主な原因です。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 県費支弁があるかないかで違うということは分かりました。それにしても3,600万円の不用額のうち2,400万円を人件費が占めるということですね。今おっしゃった理由で大きく変わるものだと。今の説明によると2,400万円は毎年これぐらいの額で推移するという理解でよろしいですか。

【西村教育長】 西村課長。

【西村子ども課長】 一定雇えていないというのが人数的にはあるんですが、何カ月間か空いてしまう期間がありますので、どうしてもそういうところは生まれてきますので、一定生まれてくるものだと認識しています。

【瀬古委員】 そうすると、全人件費に占める割合はどれくらいになるのですか。

【西村教育長】 西村課長。

【西村子ども課長】 これから計算しますので、後でお答えします。

【西村教育長】 では、2点目について。行俊次長。

【行俊教育部次長】 文化財保護課の行俊です。瀬古委員のご質問にお答えさせていただきます。文化財保護費、永原御殿跡保存整備事業費のうちの土地購入費執行残についてですが、国史跡の公有化事業におきまして、当初予定していた用地がありそれに基づいて進めていたんですが、粘り強く交渉を行ったり場所の変更なども試みたりしながらさせていただいたんですが、一部の土地購入が成立しなかったということでこの額が執行残として残ったということです。

【瀬古委員】 繰越ではなくて不用額で計上しているわけなので、交渉がうまくいかなかった用地については購入をあきらめるということですか。

【西村教育長】 行俊次長。

【行俊教育部次長】 購入しないということではなく、翌年度以降に改めて購入価格なりいろんな条件設定を交渉したうえでということで、一旦年度内については時間的に難しいこともあって執行残とさせていただきました。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。そうすると、時期を見て予算を再要求するということですね。

【西村教育長】 ちょっと待ってください。これは国の補助金なので繰越ができなかったのではなかったですか。

【行俊教育部次長】 令和2年度のものを繰越して、決算の中にも挙がっていますが、繰越がはっきりしているものとかいろんな条件が整ったものであれば繰越が可能なんですけども、それが整っていないものについては繰越は認めがたいということがございますので、改めて別の年度にもう一度交渉するという方法を取っています。

【瀬古委員】 国の補助事業であっても明許繰越はできるわけですよね。ただ、明許繰越の期間内に成立する見込みが今の時点でないと事故繰越になっていますので、それを避けるために一旦不用額で引いて、見通しが立った段階で再度予算要求する形を取るという理解でよろしいですか。

【西村教育長】 行俊次長。

【行俊教育部次長】 委員のおっしゃる通りで、今回は執行残とさせていただきました。

【西村教育長】 それでは続いて、西村課長。

【西村こども課長】 先ほどのパーセントについてですが、5.8%になります。当初予算ですが、人件費分で4億1,962万2,000円、決算額が3億9,516万7,003円で不用額が2,445万4,997円ですので、計算すると5.8%ということになります。

【瀬古委員】 分かりました。

【西村教育長】 それでは他にご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第50号、令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第50号は可決されました。

次に議案第51号、令和4年度野洲市一般会計補正予算(第9号)のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、議案第51号、令和4年度野洲市一般会計補正予算(第9号)のうち教育委員会所管の予算に関する意見についてご説明させていただきます。議案書は17ページから、議案書関係資料は36ページからになります。

本議案については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものでございます。提出理由にありますように、今回の補正では一般会計歳入歳出予算の総額に18億1,564万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を265億1,617万9,000円とするものです。そのうち、歳出の教育費予算については、歳出予算の総額に1億4,560万5,000円を追加し、教育費歳出総額を50億3,048万3,000円とするとともに、当該教育費に係る財源更正をするものでございます。

関係資料36ページをお願いします。令和4年度8月補正案の概要になります。まず37ページの分担金及び負担金の学校給食負担金ですが、学校給食負担金1億1,043万6,000円を減額するものでございます。これは食材費相当額を保護者負担金として負担いただいているものですが、コロナ禍及び物価高騰により家計への影響を受けている子育て世帯を支援するために10月から来年3月の6か月分の給食費を無償化し、その財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、39ページをご覧ください。諸収入の発掘調査原因者負担金590万4,000円を増額するものでございます。これは、新たに届け出のあった1件の受託発掘調査に係る原因者負担金でございます。その下の障害者スポーツ振興事業委託金では162万3,000円を増額するものでございます。これは、障害者スポーツの実施環境の構築支援事業として障がいのある方が主体的に運動やスポーツに取り組めるよう、運動用具、サウンドテーブル、ビーンボウリング用具一式を購入するにあたり、公益財団法人日本パラスポーツ協会からの委託金です。

続きまして、44ページをご覧ください。款10教育費の補正額1億4,560万5,000円の内訳につきましては、項1の教育総務費で622万4,000円を増額、項2の小学校費で4,938万3,000円を増額、項3の中学校費で3,112万7,000円を増額、項4の幼稚園費で1,087万6,000円を増額、項5の社会教育費で3,295万9,000円を増額、項6の保健体育費で762

万 3,000 円の増額、項 7 の学校給食費で 741 万 3,000 円の増額となります。

詳細につきましては、教育費、教育総務費、教育振興費、教育振興事業費では、消耗品費 2 万円、印刷製本費 1 万 5,000 円、通信運搬費 8 万 2,000 円、手数料 7,000 円、管理委託料 22 万円、市外小中学校等給食費給付金 588 万円を増額するものでございます。給付金は、市外小中学校等給食費給付事業としまして、コロナ禍及び物価高騰により小中学生のいる子育て世帯を支援するもので、市内公立小中学校の給食費 10 月から 3 月までの 6 か月分相当分を給付するものでございます。野洲市立小中学校以外の小中学校の在学する生徒のいる子育て世帯を支援するものでございます。

次に管理委託料につきましては、野洲小学校の水泳授業に伴う施設管理業務において年間授業予定数の増加に伴い、管理業務の追加をするものでございます。なお、特定財源としまして、市外小中学校等給食費給付事業における給付には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、小学校費、小学校管理費、小学校管理運営費では、燃料費 239 万円、光熱水費 1,900 万円、システム保守委託料 1,128 万 9,000 円、庁用備品購入費 244 万 8,000 円を増額するものでございます。燃料費ではガス代の単価上昇に伴うものでございます。光熱水費では、燃料供給業者の変更による電気料金の単価が上がったことによるものでございます。電力供給契約業者が契約期間中に電力小売事業を廃止したことから、最終保障契約に基づきまして、関西電力から電力供給を受けるものでございます。

次にシステム保守委託料では、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校図書館に蔵書管理システムを導入し、カウンター業務の効率化や児童、教員の利用滞在時間の短縮を図るものでございます。庁用備品購入費では、学校図書館の蔵書管理システム導入に伴う周辺機器の環境整備を行うものでございます。パソコンやプリンターなどの導入となります。なお、特定財源としまして、蔵書管理システム導入に伴うシステム保守委託料及び庁用備品購入費には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、小学校施設整備費では、工事請負費 1,425 万 6,000 円を増額するものでございます。これは、北野小学校で令和 5 年 4 月に必要となる特別支援教室を設置するために、既存の教室の改修工事を行うものでございます。

続きまして、中学校費、中学校管理費、中学校管理運営費では、燃料費 120 万 9,000 円、光熱水費 1,100 万円、システム保守委託料 564 万 4,000 円、庁用備品購入費 122 万 4,000 円を増額するものでございます。燃料費では、ガス代の単価上昇によるものです。光熱水費では電力供給事業者の変更、最終保障契約による電気料金上昇によるものでございます。システム保守委託料では、新型コロナウイルス感染症対策のため中学校図書館に蔵書管理システムを導入し、カウンター業務の効率化や生徒、教員の利用滞在時間の短縮を図るものでございます。庁用備品購入費では、学校図書館の蔵書管理システム導入に伴う周辺機器の環境整備を行うものでございます。なお、特定財源としまして、蔵書管理システム導入に伴うシステム保守委託料及び庁用備品購入費には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、中学校施設整備費では、設計委託料 160 万円、工事請負費 1,045 万円を増額するものでございます。これは、中主中学校で令和 5 年 4 月に必要となる特別支援教室

を設置するために既存の教室の改修工事を行うもので、教室改修実施設計と改修工事を行うものでございます。

続きまして、幼稚園費、幼稚園管理費、幼稚園運営管理費では、新型コロナウイルス感染症対策などの消耗品費 41 万 8,000 円、医薬材料費 32 万 9,000 円を増額し、また電力供給事業者の変更、最終保障供給契約により光熱水費 500 万円を増額するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策防止及び保護者への子育て負担の軽減を図るため、園においてオムツの処分を行うこととしたことによるオムツ用ダストボックス 72 万 4,000 円の庁用備品など合計 773 万 2,000 円を増額するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県の教育支援体制整備事業費交付金を充当するものでございます。

続きまして、預かり保育事業費では、幼稚園の預かり保育を実施するにあたり、物価高騰によるの食材料費の価格上昇見込み分について賄材料費 10 万 7,000 円を増額するものです。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、幼稚園施設整備費では、自家用電気工作物保安業務について、契約満了後の新たな委託契約の増額分として 31 万 3,000 円を増額するものでございます。

続きまして、私立幼稚園費、私立幼稚園運営費では、コロナ禍及び物価高騰により家計に影響を受けている幼稚園児のいる子育て世帯を支援するために、民間保育所・幼稚園等給食費補助金として民間幼稚園に 27 万円を、また民間保育所・幼稚園等給食費給付金として野洲市在住で市外民間幼稚園等を利用している児童を対象に 18 万円を計上するものでございます。そのほか、令和 3 年度の施設等利用給付に係る国庫支出金返還金 159 万 8,000 円、県支出金返還金 67 万 6,000 円など、合計 272 万 4,000 円を増額するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、社会教育費、図書館費、図書館管理運営費では、光熱水費 400 万円、工事請負費 10 万円、庁用備品購入費 782 万 7,000 円を増額するものでございます。光熱水費では電力供給事業者の変更、最終保障供給契約により電気料金の上昇によるものです。工事請負費では、新型コロナウイルス感染症対策として非対面で 24 時間対応の予約資料を受け取ることができる無人受取機器と資料返却できるブックポストを野洲駅に設置するもので、無人受取システムに係る電源配線工事を行い、図書利用機会の拡大を図るものです。庁用備品購入費では、予約資料無人受取システム一式とブックポスト 1 台を購入するものでございます。なお、特定財源としまして、無人受取システムの導入に伴う委託料及び備品購入費には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、文化財保護費、職員給与費では、特定財源として発掘調査原因者負担金を充当し、財源更正を行うものでございます。

続きまして、会計年度任用職員雇用費では、会計年度任用職員報酬 39 万円を増額するものでございます。これは受託発掘調査事業の発掘調査に伴い、調査に係る職員雇用費で、特定財源としまして発掘調査原因者負担金を充当するものでございます。

続きまして、受託発掘調査事業費では、消耗品費 10 万 2,000 円、印刷製本費 1 万 6,000

円、光熱水費 1 万 5,000 円、手数料 9,000 円、調査委託料 20 万円、作業員派遣委託料 232 万 1,000 円、重機等機材借上料 206 万 7,000 円、工事請負費 18 万円を増額するものでございます。これは、受託発掘調査に対応するための発掘調査に要する経費です。特定財源としまして発掘調査原因者負担金を充当するものでございます。

続きまして、永原御殿跡保存整備事業費では、委員等報酬 3 万円、費用弁償 2,000 円を増額。設計委託料 2 万 2,000 円、工事請負費 1 万円を減額するもので予算の増減はございません。これは調査整備委員会の委員 1 名が、今年度からの勤務先変更により委員報酬等が増額するもので、組換補正により対応するものでございます。

続きまして、文化振興費、文化ホール・小劇場管理運営費では、光熱水費 686 万 5,000 円、修繕料 147 万 8,000 円を増額するものでございます。光熱水費では電力供給事業者の変更、最終保障供給契約により電気料金の単価上昇によるものです。修繕料は、特殊建築物の定期検査により、県甲賀土木事務所から防火扉の不具合の指摘があり早急に対応することが必要であることから、連動操作盤と防火扉の改修を行うものでございます。

続きまして、さざなみホール管理運営費では、光熱水費 417 万 2,000 円を増額するものでございます。これは電力供給事業者の変更、最終保障供給契約により電気料金の単価上昇によるものです。

続きまして、博物館費、博物館管理運営事業費では、光熱水費 321 万 7,000 円を増額するものでございます。こちらも電力供給事業者の変更、最終保障供給契約により電気料金の単価上昇によるものです。

続きまして、保健体育費、体育施設費、総合体育館管理運営費では、光熱水費 600 万円を増額するものでございます。こちらも電力供給事業者の変更、最終保障供給契約により電気料金の単価上昇によるものです。

続きまして、なかよし交流館管理運営費では、備品購入費 162 万 3,000 円を増額するものでございます。これは障害者スポーツ実施環境の構築支援事業として、障がいのある方が主体的に運動に取り組めるよう、運動用具のサウンドテーブル、ビーンボウリング用品一式を整備するものでございます。なお、特定財源としまして、公益財団法人日本パラスポーツ協会よりの委託金を充当するものでございます。

続きまして、学校給食費、学校給食センター費、学校給食費では、賄材料費 741 万 3,000 円を増額するものでございます。これは原油価格上昇や物価上昇により給食の食材費が高騰していますが、質・量ともに充実した給食を維持するため増額するものでございます。特定財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。また、財源更正としまして、食材費相当額を保護者負担金として負担願っていますが、保護者負担の軽減を図るため 10 月から 3 月までの 6 ヶ月分の給食費に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

以上の令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、教育委員会として「適正と認める」という意見を提出するものでございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 51 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 51 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 9 号）のうち教育委員会所管の予

算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 51 号は可決されました。

次に議案第 52 号、野洲市余熱利用施設管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。小山室長をお願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、小山です。議案第 52 号、野洲市余熱利用施設管理運営規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。議案書 21 から 22 ページ、議案書関係資料 48 ページになります。

本議案につきまして、余熱利用施設である野洲市健康スポーツセンターの温浴施設の利用時間は浴槽や洗い場の清掃等後始末に時間を要することから、プールやトレーニングルームよりも 1 時間早く閉所されています。当スポーツ施設管理室からは、これまで温浴施設もプールやトレーニングルームの閉所時間に合わせることはできないかと、時間延長の検討要望を継続して行ってきました。また、利用者からのお声も多くあったということで、この度運営事業者で時間延長に向けた検証を約 2 週間行われました。その結果、一定の利用者もあり、経費的に大きな負担増もなかったことから利用者サービス拡充のため、温浴施設の平日利用時間延長を決められました。

このことから、野洲市余熱利用施設管理運営規則で定める温浴施設平日利用時間を改めるものです。なお、温浴施設の利用開始時間が規則では午前 9 時からとなっておりますが、準備に時間を費やすため、センターオープン当初から利用開始時間は午前 10 時より運営されており、今回運営実態に合わせた時間に改めようとするものです。また、第 9 条の「減免」という文言を削除するものです。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 52 号について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 52 号、野洲市余熱利用施設管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 52 号は可決されました。

次に (2) 協議事項に移ります。協議事項 1、野洲市民病院整備に伴う野洲市総合体育館における事業の取り組みへの影響等の諮問答申について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、協議事項 1、野洲市民病院整備に伴う野洲市総合体育館における事業の取り組みへの影響等の諮問答申についてご説明させていただきます。

この案件については、総合体育館横の温水プール跡地での野洲市民病院整備に対しての今後のスポーツ振興を図る上での影響等について、専門家からの意見を求めるために諮問を行い、答申を得たものでございます。

野洲市スポーツ推進審議会の経過としましては、資料の 1 に記載させていただいております。第 1 回目の審議会については 6 月 30 日に開催しております。議題としまして、病院整備計画の事業実施に伴う対応策についてと、病院整備に対する総合体育館での事業等の

影響についてということで、諮問内容を含めて各所管課より説明をしています。第 2 回目につきましては、7 月 7 日開催しております。議題としましては、病院整備に係る今後の総合体育館事業に対する影響等についてということで、第 1 回目の説明を踏まえて各委員から意見をいただいております。第 3 回目につきましては 8 月 10 日に行い、議題としては教育委員会からの諮問に対する答申についてということで、第 2 回目の委員意見を反映した事務局案を基に議論をいただいたところでございます。

当審議会では、教育委員会からの諮問に対してその影響を検証され、2 つの視点で審議をされております。3 ページをご覧ください。1 つ目は 2 の短期的視点としまして、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会への影響についての審議と、2 つ目は 3 の中長期的視点として総合体育館で行われるスポーツ振興事業への影響について審議をいただいたところです。短期的視点における意見では、今回の野洲市民病院整備については国スポ障スポ大会の運営に支障を及ぼすことから病院工事の着工を大会終了後にすべきとされております。ただし、病院事業の重要性や早急な病院整備の必要性を認識した上で大会終了後の着工が難しい場合は、以下の 4 点を考慮すべきとして挙げられております。

4 点というのは、3 ページに書いております。まず 1 点目ですが、「おもてなし広場」や送迎としての「シャトルバス・タクシー乗降場」を設けるための十分なスペースを確保すること。2 点目が、中央競技団体正規視察において確認された駐車台数、普通車換算で 420 台分を確保すること。3 点目、十分な安全対策と大会の雰囲気壊さないよう配慮した仮囲い等を設置すること。4 点目が、外階段は全国からの来訪者をはじめとする利用者が災害等有事の際に避難通路として使用できるように確保すること。ということで 4 点挙げられております。

また、中長期的視点では、その対応として 6 点挙げられております。1 点目が、総合体育館は県下有数の駐車台数を確保していることで、大規模なスポーツ大会等の開催誘致に優位性があることから、相当の駐車台数を確保すること。2 点目が、ウォーミングアップ場や駐輪場として利用していた玄関前のスペースを確保すること。3 点目が、総合体育館利用者と来院者との動線が確保されるよう、建物間に十分な離隔距離を確保すること。4 点目が、総合体育館の外階段の移設に当たっては、来館者の動線を踏まえ利便性や安全性を考慮すること。5 点目が、近接のなかよし交流館は心安らぐ場を提供するための施設であることから、病院運営においても音や振動等に配慮すること。6 点目が、総合体育館と野洲市民病院が駐車場を共用することにより、管理運営上のトラブルが発生しないよう十分な対策を講じ、安全性を確保すること。の 6 点を挙げられております。

一方で、4 のその他としまして、総合体育館と野洲市民病院が隣接することで、双方の連携による新たな事業展開等の利点を期待する内容も挙げられております。

これらを答申案として審議され、8 月 19 日にスポーツ推進審議会会長から教育長に答申書が渡されております。この答申を受けての今後教育委員会としてどう対応していくかというところですが、6 月の教育委員会定例会での諮問協議におきまして答申を受けて議論し、建設予定地の所管換え時に市長部局への意見を書面で提出するというところで協議をいただいております。今後、市長部局から依頼があれば対応していきたいと思っております。なお、去る 8 月 12 日に開催されました臨時議会について、この後報告事項①で報告させていただきます。

きますが、第3回スポーツ推進審議会の審議内容、答申内容について議案質疑があり、それに対して答弁をしております。現状としましては、既に議会で答弁しており、市長部局とも答申の内容は共有しています。

これらの結果から、事務局としては基本的にはこの答申内容をもって国スポ障スポ大会への影響やスポーツ振興事業への影響を把握するとともに、今後、講じるべき具体的な対策等について市長部局と協議をしていきたいと考えています。なお、参考までに、病院整備のスケジュールについて申しあげますと、先の臨時会で関連予算についても可決されました。今年度は病院の基本計画の策定、令和5年度からは基本設計、実施設計、令和7年度から工事着手となり、令和8年度竣工、新病院開院となります。

答申内容の外、教育委員会として追加すべき点などがありましたらご意見をいただければと思います。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました協議事項1について、ご質問等はいかがでしょうか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 この案件は協議事項ですね。細かいことを言いますが、1ページの上から2行目、「答申をいただきましたので以下のとおり報告します」と書いていますが、我々は報告を受けているのではないですね。協議するということですね。

それで、前回もこの案件の協議があった時に申し上げましたが、審議会に諮問して答申をもらったと。審議会なので答申にはそれなりの重みがあるわけです。その取り扱いについて、この答申を意味のないものにはしてはいけないわけです。それで今次長のほうから、答申を受けて所管部局と協議をすると。その時に口頭で協議するのではなく文書で教育委員会としての立場を申し入れるということだったと思うのですが、その点について確認をしておきます。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 文書で市長部局へ教育委員会の見解を示すという形になるかと思えます。前回の諮問時の協議の中では、市長部局から所管換えには必ず文書での手続きとなりますので、それに対して教育委員会の意見を示した中で所管換えの手続きをしていくという協議をさせていただいたかと思えますので、その流れに沿って進めたいと思っております。ただ、現状としましては、答申だけについてはすでに臨時会で出ておりまして、内容は議会を通じて情報共有はできているというところがございます。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 答申の日付が19日に関わらず、12日の臨時議会で議論しているわけですね。ちょっとおかしいという気もしますが。質問した人がいるのだからそれに対して答えたということなのでしょう。議会を通じてとおっしゃいましたが、それで市長部局側にも答申案の内容が伝わっているわけですね。そのやり取りの中で担当部局が答申の内容に沿って対応できるという見通しなのか、答申の内容に沿うことができないという立場なのか、その辺りはどうですか。

【西村教育長】 北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 今回議員から第3回のスポーツ推進審議会の内容について質問がございまして、この内容イコール答申の内容ということで教育長からお答えいただいています。

す。その教育委員会の回答について、病院整備所管課の見解について、議員より引き続いて質問がありまして、これについては病院整備の政策監が答弁されています。その答弁としましては、今回の答申を真摯に踏まえ十分な対策を講じ、スポーツ振興と、地域医療が近傍にあることを活かして、共に連携しながら発展していく策を講じていきたいと考えていると述べられていますので、対策は連携しながら進めたいという意向は議会の中でも示されております。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。3 ページに「最良の会場環境の下で選手が最大限の力を発揮できるようにするためにも、病院工事の着工は大会終了後とすべきである」と言っていて、ただし、それが難しい場合は4 点について留意して実施すると。担当の政策監はこの4 つに項目について、前向きに検討するという趣旨の答弁をされたという理解でよろしいですか。

【北協教育部次長】 そのとおりです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 結構です。

【西村教育長】 他にご質問等はございませんか。よろしいですか。南出委員どうぞ。

【南出委員】 もう一度教えていただきたいんですが、3 ページの「大会終了後とすべきである、ただし」とあげられていて、最終的に連携ということなんですが、教育委員会側としては体育館の事がメインになるかと思いますが、国スポ障スポのために病院の着工を合わせるとい形でされるということですか。

これから病院というのは今後何十年も使うので使いやすいように作られていかないといけないものなのに、間違った方向にいつてしまわないかなというのが気になるところです。専門でもないのだから分かってないんですが、本当に連携した形になるのかどうか、もう少し明確に分かればありがたいなと思います。

【西村教育長】 北協次長お願いします。

【北協教育部次長】 今回2 つの視点の中で議論いただいて、まずは直近の令和7 年開催の国スポ障スポ大会に影響する部分を何とかするという事です。それで、スポーツ推進審議会がスポーツを推進する立場ということで意見をおっしゃられますので、最大限問題のないように環境を整えて大会を迎えたいという話になります。ただし、現状として今の野洲病院の状況を鑑みますと、早急に病院を整備しなければならないという問題もございしますので、あとは調整をしながら、ただスポーツを推進する立場としてはこの4 点を条件としてクリアするのであれば、時期が令和7 年に重なってもという話になるのかなと思います。ただ、教育委員会の立場としてはできるだけこの4 点の対策をして、大会に問題のないように進めてほしいという立場になるかと思いますが。中長期的な視点の6 点についても、今後の総合体育館の運営面では対策を取ってもらうということで、連携、協議をしながら調整をしていきたいなと思います。

【西村教育長】 南出委員よろしいですか。それでは他にございますか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 今次長がおっしゃったように、短期的視点と中長期的視点があって、できるだけ大会に支障のない状態で工事等を進めることでそれはいいと思うのですが、大事なの

は中長期的な視点です。やはり病院も出来上がってしまえば、縮小することなく、その病院が優秀であれば優秀なほど患者さんがたくさん来られるわけで、拡張していくわけですね。体育館もスポーツ振興によって今回大改修が行われ、施設がよくなるのとまた来客数が増えると。そういった中で駐車場などを十分に見込んで考えないと。なんとか短期的な国スポーツ大会をやり過ごすということではなくて、そこは教育委員会としても先を見据えて、手を打つ方法はないのか十分に検討すべきでないかなと思います。

【西村教育長】 北脇次長。

【北脇教育部次長】 委員おっしゃった通りですね、国スポだけじゃなくて、今までから駐車場は広いというような優位性の中で進めてきたということもございますので、できるだけそういった状態は引き続きという面では十分な対策を考えながら担当の病院整備と連携しながら進めたいと考えています。また基本設計、実施設計と進んでいきますので、そういった中で十分協議をして問題のないように、後々問題のないように進めさせていただきたいなと思っております。以上です。

【西村教育長】 他にご意見等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、令和4年第4回野洲市議会臨時会議案質疑の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。馬野部長をお願いします。

【馬野教育部長】 教育部、馬野です。報告事項①、令和4年第4回野洲市議会臨時会議案質疑の内容と答弁の要旨について、報告をさせていただきます。

2ページをご覧ください。質問者は、暮らしと自治を考える会の田中陽介議員でございます。質問内容は、令和4年度野洲市一般会計補正予算第8号について、その中の①としまして、スポーツ推進審議会答申内容がどのような内容であったかについて質問がございました。回答は教育長でございました。

詳しくは先程の協議事項①で説明しておりますので、概略だけ報告をさせていただきます。まず今回の答申については、温水プール跡地での野洲市民病院整備に対して今後のスポーツ振興を図る上での影響について、専門家からの意見を求めるために諮問を行ったものです。審議会では、1つ目は短期的視点と2つ目は中長期的視点として審議をされたということでございます。また相互の連携による新たな事業展開との利点を期待する内容も審議されました。これらの意見を答申案として審議されたということでございます。

最後に答申案は先ほども申しましたが、8月19日金曜日に審議会代表から教育長に手渡しをされ、その後ホームページで公表をする予定ですということで回答をさせていただきました。以上でございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項②、市三宅・行畑・野洲地区における通学区域の一部見直しの諮問答申について、事務局より説明をお願いします。井上次長をお願いします。

【井上教育部次長】 3ページをご覧ください。市三宅・行畑・野洲地区（C地区）開発における通学区域の一部見直しについて諮問を行い、答申をいただきましたので報告をさせていただきます。

野洲市通学区域審議会は、1回目が令和4年6月29日水曜日に諮問について開催をいたしました。2回目は令和4年8月2日火曜日に答申案の検討を目的に開催され、審議の結果、答申案を正案とすることで出席委員全員から了承が得られ、通学区域を見直すことが適当であるとの結論に達しました。

内容としましては3点あります。1点目は北野幼稚園通園区域から野洲幼稚園、さくらばさま幼稚園、行畑幼稚園通園区域へ見直しをする。2点目は北野小学校通学区域から野洲小学校通学区域へ見直しをする。3点目は、野洲北中学校通学区域から野洲中学校通学区域へ見直しをする。というものでございます。この見直しに関し、今後のスケジュールとして次期9月21日開催の教育委員会定例会におきまして、関係する野洲市立学校の通学区域等に関する規則の一部改正議案を付議し、10月1日から通学区域の変更を施行する予定でございます。以上で説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和4年度野洲市内保育所、幼稚園、小中学校の運動会の日程について、事務局より説明をお願いします。西村課長をお願いします。

【西村こども課長】 こども課の西村です。7ページをお願いします。報告事項③ということで、令和4年度野洲市内保育所、幼稚園、小中学校の運動会の日程でございます。

今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症が拡大が収まっておりませんので、防止の観点から実施には参加者の人数制限など規模を縮小して実施しております。そのため全ての分野において、来賓のご出席は取りやめをさせていただきます。また各校・園での取り組みの状況を載せさせていただいて、日程等も載せさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ありませんか。よろしいですか。では、次に移ります。

報告事項④、まちぐるみで愛の声かけ運動の実施報告について、事務局より説明をお願いします。井狩課長をお願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課の井狩です。報告事項④、9ページでございます。まちぐるみで愛の声かけ運動7月実施の報告をさせていただきます。

毎年7月の青少年の非行被害防止全国強調月間に市内各通学路におきまして、まちぐるみで愛の声かけ運動を実施をしております。この運動は行政、地域、学校、それから各種団体、市民が一体となって幼児、児童、生徒の通学・通園の姿を見守りながら、挨拶や声かけを行うものでございます。

この運動を通しまして、市民に対しても活動に取り組む関係者の姿勢を通して、非行防止の意識への高揚を図ると共に、青少年の健全育成に対する理解と認識を促す啓発の場となることを目的としております。今回は7月1日木曜日朝7時30分から各地域におきまして実施をいたしました。教育長は北野小学校方面を小学生の登校と一緒に歩いていただきまして、その後校門前で声かけをしていただきました。なお当日は市内一円の通学路に、総勢938名の参加をいただきました。参加者には実施報告書の提出をお願いいたしまして、その一部を記載をしております。これらのご意見を基に改善等の参考としていきたいと考えて

おります。以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 参加者の主な意見のポツ 4 目ですが、子どもたちは汗をかきながらもしっかり挨拶をしてくれたと。「暑いときにマスクをつけていると熱中症に気をつけないといけない。」ということは、小学生はマスクをしていたということですね。しかし学校の方針としては、通学時はマスクをつけないという指導しているはずではないのでしょうか。それなのにマスクをつけているのはどうなのでしょう。

【西村教育長】 井上次長お願いします。

【井上教育部次長】 委員ご指摘の通り、学校の方では通学時については熱中症予防の観点もありまして、マスクを外すという指導をしてはおりますが、特に下校時には学校の方で何回か指導をしてもらってるんですが、中には外さないお子さんもいるということであると思っております。以上です。

【瀬古委員】 家庭によってはそうかもしれませんが、しかし「愛の声かけ運動」は、例えば民生児童委員だとかいろんな役員方が出ておられるわけですね。その方々に学校の方針は徹底されてないのでしょうか。もし徹底されているとすれば、その声かけのときに、暑いからマスクを着ける必要はないよと。指導という言葉が正しいかわかりませんが、少なくともそういう声掛けしないと、声かけ運動の意味をなさないのでないかと思うのですがどうでしょうか。

【西村教育長】 井上次長。

【井上教育部次長】 確におっしゃる通りだと思いますので、学校では、通学時についてはマスクを外してもいいというような指導をしますということ、幅広く地域の方にちゃんと広報をいたしまして、今おっしゃっていただいているような事も再度起きないようにしていけたらと思っております。以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 ぜひよろしくお願いします。

【西村教育長】 この件につきましては、私も竹ヶ丘から北野小学校までずっと子どもたちと歩いてきたんですが、集合場所にきた子どもたちはほとんどマスクをつけていましたので、外ではマスクを外しましょうということで、どんどん外させました。けど、2割ぐらいの子は外さないまま行きました。外やったらマスク外したままでも少々喋ってもええんやでってということも言いました。でも会話は結構少なかったです。それで3年間やってきているということもあってなかなかその部分は難しいかなと思いました。歩いていく中でいろいろ子どもたちと喋りながら来たんですけども、交差点とか所々に声かけ運動に立っていただいている方々がおられました。その方を見ると、全員マスクをされてたんです。これは周知できてないなというふうに思って、その場で「申し訳ないですがマスクは外では外していただだけませんか。子供たちに外せと言ってるんで、大人がつけてたら外しませんのでお願いします」と言ったんです。でも、外されたのは半分ぐらいで後の方はつけたままという方がおられましたので、大人もちょっと難しいかなというふうな印象を受けまして、大人が外すのを積極的にしていかないと、子どもたちは中々難しいかなというふうな印象を受け

ました。以上でございます。

この件に関しまして他に何か。はい、山崎委員どうぞ。

【山崎委員】 私もこの日、三上小学校の近くまで子どもたちと一緒に登校し、そこに立っていた 1 人ですが、今教育長が言われたのと同じ状況です。道中私もマスクを外すことから実践させてもらいましたが、子どもたちの中には抵抗もあるようで、強制的にはできなかったのが現状です。

それから、大人の方は 100%マスクをした状態でした。学校訪問の際に、学校側から次長が言われたような説明を聞かせてもらいましたが、子どもたちは迷っている様子です。大人はマスクをつけることに慣れてしまっていて、外すということにためらいがあり、皆さんマスクをして声をかけてくださっているというのが現状です。3 年かかって定着してきたことを変えるのは難しいことだと思いました。

【西村教育長】 当日市議員さんもおられて、その方にもお願いしたんですが、結局外してはいただけなかったです。では、他何かございますか。南出委員どうぞ。

【南出委員】 この日ではないんですが、私は保護者として朝当番の際に、やはり子どもたちはつけてる子が多いので声掛けはしています。ただ私もそうなんだけれども、マスクを外さないのが現実だと思われま。なので、市からのメールなどで、例えば登下校の子どもたちはもちろんなんですが、大人にも、外では外してくださいっていうようなメールが発信できるとなんか堂々と外せるのではないかなと思うんですが。

【西村教育長】 井狩課長。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 この声かけ運動の参加依頼を関係者にさせていただいた時にも、マスク着用の云々につきましては、市のほうからは指示等はさせていただいておりませんでした。11 月にも声掛け運動がございますので、その際にはマスクを外していただく、そういった内容を加えて周知をさせていただきたいと思います。

【西村教育長】 はい。よろしいですか。それでは次に移りたいと思います。報告事項⑤、第 18 回野洲市美術展覧会の開催要項について、事務局よりお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 報告事項⑤、10 ページから 12 ページでございます。9 月 17 日土曜日から 24 日の土曜日にかけて、第 18 回野洲市美術展覧会を実施いたします。昨年の美術展覧会におきましては、新型コロナウイルスの感染が全国で拡大をいたしまして、令和 3 年 9 月 9 日に滋賀県においても、緊急事態宣言が発出されましたので、会場である野洲文化小劇場が休館となりましたことから、急遽中止をいたしました。今年度は例年通り野洲文化小劇場を会場に、実施をする予定でございます。

美術展覧会は住民に広く日頃の創作活動の発表と鑑賞の機会を提供しまして、芸術・文化への関心を高め、明るく楽しい文化生活を実現することを目的とするものでございます。応募作品は絵画、彫刻、陶芸、書、写真の 5 部門を実施いたします。なお、新型コロナ感染症拡大防止のため、多くの市民が一同に会する表彰式と作品の公表会を今後の感染の状況等を考慮しまして場合によりましては中止することとしたいと考えております。情報の提供日は明日 8 月 25 日としており、教育委員の皆さまへお知らせするとしておりますけれども、本日の報告をもちましてこれに変えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願

いたします。以上報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。いいですか。ではないようですので次に移ります。

報告事項⑥、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。それでは報告事項⑥、職員の任免等につきましてご報告を致します。報告事項 13 ページをお願いします。

まず会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員 7 名の採用を報告するものでございます。採用の所属及び期日等につきましては記載の通りでございます。また退職者につきましては、フルタイム職員 1 名、パートタイム職員 2 名の計 3 名の退職を報告するものでございます。所属及び期日等につきましては記載の通りでございます。

次に職員の許可・承認等でございますが、正規職員の育児休業承認 1 名、分限休職延長承認 1 名、兼業請求による営利企業等従事許可承認 1 名、会計年度任用職員の兼業請求による営利企業等従事許可承認 2 名の計 5 名の承認を報告するものでございます。許可の期間と詳細につきましてはそれぞれ記載の通りでございますのでご確認をお願い致します。以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。はい。宇都宮館長。

【宇都宮野洲図書館長】 第 2 回図書館協議会の開催についてご案内いたします。日程が 9 月 16 日金曜日午後 7 時から 9 時までの予定で、図書館本館のホールで開催されます。以上です。

【西村教育長】 はい、他にございますか。行俊次長。

【行俊教育部次長】 文化財保護課の行俊です。チラシが完成しましたのでお配りさせていただきましたが、永原御殿跡フォーラムの第 2 回を 10 月 16 日日曜日にシライシアター野洲、大ホールで開催を致します。こちらについては、2 月 27 日に当初予定してたんですが、新型コロナウイルス感染症のために中止といたしまして、ほぼ同じプログラムで開催するものでございます。共催として妓王まちづくり推進協議会の皆様にご協力をいただき、今回も開催させていただく予定でございます。以上です。

【西村教育長】 他に何かございますか。北脇次長。

【北脇教育部次長】 1 点お知らせをさせていただきます。本日中主幼稚園の預かり保育の給食提供で、給食の中にゴキブリが見つかったということで報告を受けました。その原因、詳細な情報につきましては、現在整理中でございます。今後、保護者への連絡や虫が害虫ということもございますので、記者発表を本日中にしたと思っておりますので、委員様への詳細な情報につきましては、また後ほど共有をさせていただきたいと思っております。以上です。

【西村教育長】 他に何かございます。よろしいですか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず 9 月教育委員会定例会は、9 月 21 日水曜日午後 1 時 30 分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

次に10月教育委員会定例会についてお伺いします。10月教育委員会定例会は、10月19日水曜日午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】よろしいですか。ご異議なしと認めます。よって、10月教育委員会定例会は10月19日水曜日午後1時30分より、総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会します。お疲れ様でした。